思川西部
土地改良区だより

第２８号 令和８年１月１日発行

発行者　思川西部土地改良区
〒329-0227
小山市大字中里870番地
理事長　古河　利守
TEL 0285(38)1065
FAX 0285(38)1066
E-mail info@0moigawa-seibu.or.jp
URL http://www.omoigawa-seibu.or.jp

写真提供：栃木南部農業水利事業所

国道50号線を推進工法により横断

謹　賀　新　年

理事長	古河利守	（中坪）	理事	川尻久夫	（鏡）
副理事長 兼会計担当	石塚寛治	（下初田）	理事	松本文夫	（中里）
副理事長 兼庶務担当	岸嘉彦	（下国府塚）	理事	稲葉芳雄	（寒川）
理事 用排水調整委員長	川俣真男	（白鳥）	理事	池貝孝雄	（西生井）
総括監事	塚田栄作	（石ノ上）	理事	海老沼猛	（上生井）
理事	白井正宏	（迫間田）	理事	長島利夫	（生良）
理事	慶野貞夫	（今里）	理事	野村宏	（追切）
理事	椎名正	（間中）	理事	石塚文夫	（下影）
理事	大出誠治	（上初田西）	理事	谷内一隆	（新波）
理事	松沼健	（生駒）	理事	鵜飼信行	（北武井）
理事	松本茂男	（上国府塚）	監事	岸初美	（東生井）
理事	保坂正一	（小袋）	監事	戸野塚和俊	（下国府塚）
理事	石川浩司	（井岡）	監事	福田英喜	（員外）

新年のご挨拶

理　事　長
古　河　利　守

新年あけましておめでとうございます。

組合員の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。また、平素より本土地改良区の事業運営に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、揚水施設の使用電力量の増加により、電気料金が100，000千円強と著しい上昇により、揚水施設等の運転コストが大幅に増加いたしました。当区といたしましても曜日毎に休電日を設ける節電対策や見回りによる効率的な運転管理等、経費削減に最大限の努力を重ねてまいりましたが、安定した用水供給と施設の維持管理を継続するため、来年度より維持管理賦課金の一部改定をお願いする運びとなりました。組合員の皆様のご負担が増すことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

一方、多面的機能支払交付金を活用して整備を進めてまいりました「田んぼダム」につきましては、受益面積の７割をカバーしました。これからは整備から維持管理期へ移行することになり、これまで以上にゲリラ豪雨の多発など気候変動の影響が深まる中、田んぼダムの果たす治水機能はより重要性を増しておりますので、今後は長期的な保全体制の確立に向け、地域一体での協力をお願いするとともにこれまでの取組につきまして改めて深甚なる敬意と感謝を表する次第です。

さらに、農地耕作条件改善事業では、畦畔除去による区画拡大、パイプライン整備を進めることで、農家の皆様がより高効率で安定的な営農を実現できる環境づくりを推進しております。これらの整備は将来の農業構造を見据えた重要施策であり、持続的な農業経営の確立に資するものと考えております。

加えて、県営水利施設保全高度化事業につきましては、亀の子堰地区、生井地区が今年度より工事が着手されました。水利施設の更新は、安定した取水機能の維持に直結するものであり、将来世代へ確かな水利基盤を引き継ぐための重要な取り組みとなっております。

国営栃木南部事業につきましても、開始から10年目を迎え、広域的な排水対策の再構築が着実に進展しております。本事業は地域農業の長期的な発展を支える根幹であり、引き続き国・県・市町との連携のもと、計画的な推進に努めてまいります。

本土地改良区といたしましては、これら各種事業の確実な遂行と水管理体制の一層の強化を図り、組合員の皆様が安心して営農に取り組むことができる環境の整備に全力を尽くしてまいります。持続可能な農業農村の発展に貢献するべく、役職員一同、気を引き締めて取り組んでまいる所存であります。

結びに、本年が皆様にとりまして実り多く健やかな一年となりますことを心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

第３４回臨時総代会開催

令和７年度第３４回臨時総代会を
令和７年９月１２日に開催致しました。
来賓として、農林水産省関東農政局
栃木南部農業水利事業所長　水谷勝広様、
栃木県下都賀農業振興事務所農村整備部部長
植木聡様、小山市産業観光部農村整備課長
内山勝久様にご臨席を賜り、祝辞を頂戴しました。
議長には追切総代の松本正明総代が選出され、
令和６年度事業報告を含む全３議案について
慎重審議の結果、全議案原案のとおり可決
致しました。

先進地視察研修

先進地視察研修会を、令和７年７月１６日に
群馬県前橋市にある群馬用水土地改良区にて実施
致しました。
現在、農地耕作条件改善事業のパイプライン工事
の維持管理についての研修後、八ッ場ダムの
視察をしました。
受益面積が6,304haあり、最新の水管理の仕方や
パイプライン工事等の実績があり、当土地改良区と
しても、これからの運営の参考になる研修に
なりました。

農業水利施設保全管理推進委員会

下都賀農業振興事務所主催の下都賀地域農業水利
施設保全管理推進委員会が令和7年12月9日に
川島堰で開催され、当土地改良区や関係行政機関が
出席しました。
㈱farmo様による来年度設置予定の安価で
遠隔操作式堰開閉装置の実演と説明が行われました。
スマート農業が注目される中、管理負担の軽減と
安全性向上に役立つ内容で、今後の施設管理の
参考になりました。

令和７年度　工事発注状況報告（補助事業）

農地耕作条件改善事業

地区名	工 事 内 容	落札価格（税込み）	落札業者	地区委員会
思川西部（14）品川幹線用水路	幹線用水路　既設水路補修工事 B1500×H1000 L=140m	12,540,000円	㈱荒井工業	小野藤
思川西部（14）小野藤	区画拡大 畦畔除去　2.9ha	5,500,000円	㈱旭野組	小野藤
思川西部（14）美田南部	区画拡大 畦畔除去　2.4ha	8,140,000円	いなば建設㈱	美田南部
思川西部（14）清水川	区画拡大 畦畔除去　2.3ha	3,520,000円	海老沼建設㈱	清水川
思川西部（15）品川幹線用水路	幹線用水路　既設水路補修工事 B1500×H1000 L=489m	39,600,000円	㈱板橋組	小野藤
思川西部（15）網戸壱丁田②	揚水機工事 さく井VPΦ250㎜ 水中ポンプ　Φ100㎜＊7.5kw	13,695,000円	山さく建工㈱	小野藤
思川西部（15）網戸壱丁田②	パイプライン工事 L=280m	18,106,000円	㈱旭野組	小野藤
思川西部（15）迫間田	排水路工事 敷コンクリート L=484m	11,715,000円	㈱青木組	小野藤
思川西部（15）寒川	揚水機工事 さく井VPΦ300㎜ 水中ポンプ　Φ125㎜＊11.0kw	16,852,000円	㈱小林鑿泉工業所	小野藤
思川西部（15）間中	水路工事 U型水路布設　300＊300 L=255m	7,293,000円	㈱山中組	小野藤
思川西部（15）上国府塚	揚水機工事 さく井VMΦ350㎜ 水中ポンプ　Φ150㎜＊15.0kw	16,324,000円	㈱野田サクセン	美田南部
思川西部（16）与良川堰	与良川堰改修工事 設計業務委託・詳細設計 河川協議（河川測量）	30,000,000円	栃木県土地改良事業団体連合会	小野藤
思川西部（17）生良堰	与良川堰改修工事 設計業務委託・詳細設計 河川協議（河川測量）	30,000,000円	栃木県土地改良事業団体連合会	小野藤

近年交通事故による水路の破損、水路や土地改良施設付近へのゴミの不法投棄が増えております。破損した施設の補修は原則的に事故の原因者が行うこととなりますが、原因者が不明の場合（当て逃げ等）は改良区で補修を行わなければなりません。また、違法行為である不法投棄のゴミ撤去や処分も改良区で行わなければならないこともあります。
事故、不法投棄を目撃した際は改良区へご連絡ください！

栃木南部農業水利事業の進捗状況（令和７年12月）

与良川統合排水機場（令和元年度～５年度）

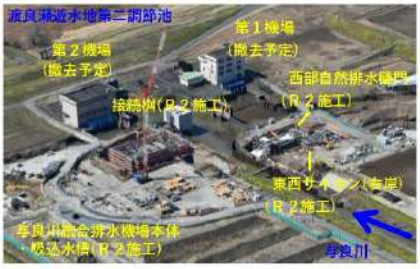

令和３年３月
（吸込水槽、西部自然排水樋門、東西サイホン（右岸）施工）

令和４年９月
(吸込水槽本体・呑口部、吐出水槽本体・暗渠、接続桝、建築建屋本体、樋門接続水路施工)

令和５年５月
総合試運転調整

令和６年３月
与良川統合排水機場完成

西清水川排水路の拡幅改修開始

令和７年１月　水路掘削状況
（西清水川排水路その９工事）

令和7年度　西清水川排水路工事実施状況

工事名	受注者
西清水川排水路改修工事（その８－２）	（株）小林工業
西清水川排水路改修その９工事	青木あすなろ建設（株）
西清水川排水路改修工事（その10）	松本建設（株）

旧荒川排水機場の撤去

令和７年７月　撤去工事状況
（荒川排水機場撤去・場内整備工事）

令和7年度　荒川排水機場工事実施状況

工事名	受注者
荒川排水機場撤去・場内整備工事	（株）佐々木建設工業

西部幹線排水路の拡幅改修（令和４～５年度）

令和６年１月
西部幹線排水路改修工事（その１）（その２）完成

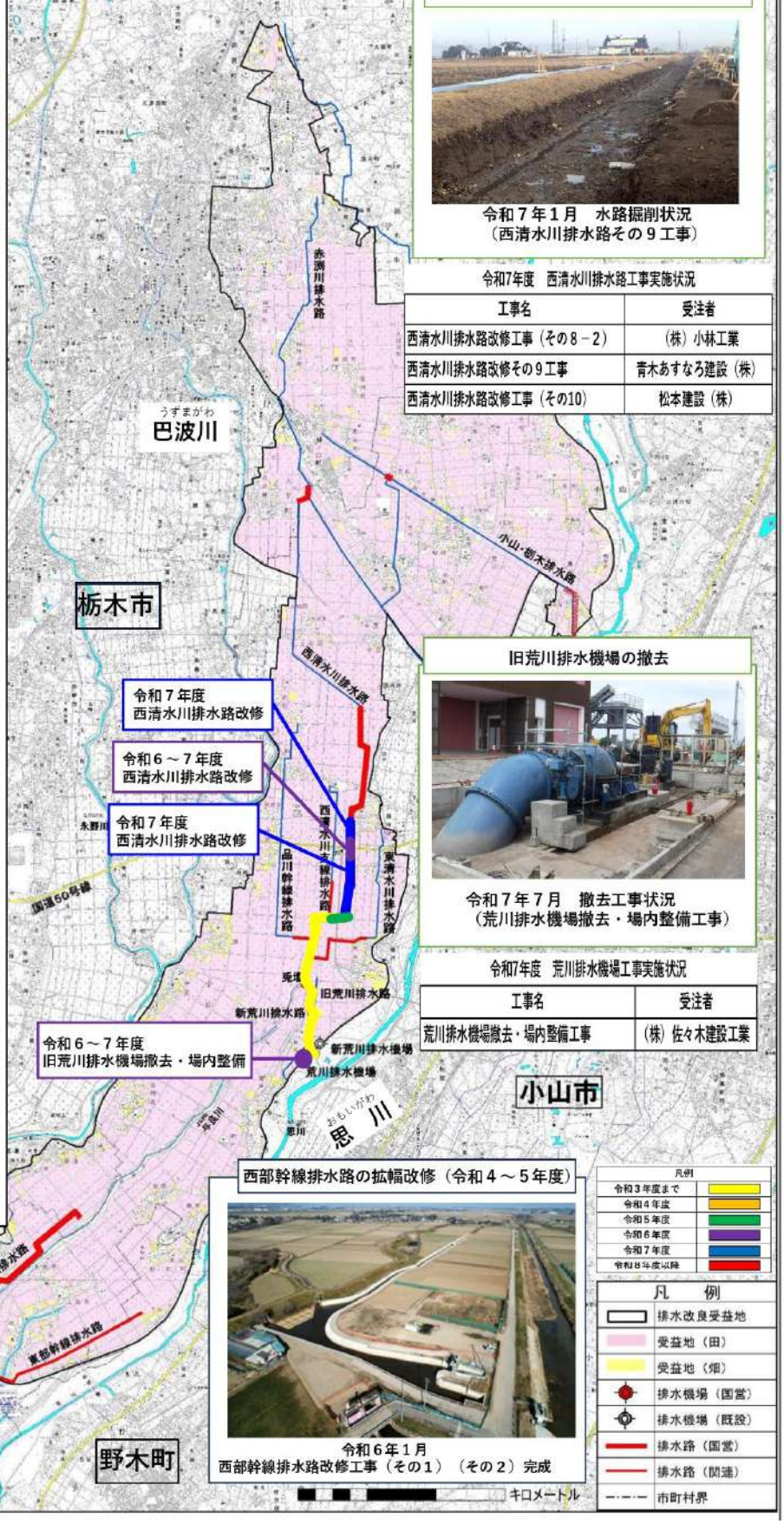

令和６年度　思川西部土地改良区　決算

収入 420,427,684　　支出 370,040,314　　繰越金 50,387,370

収　　入

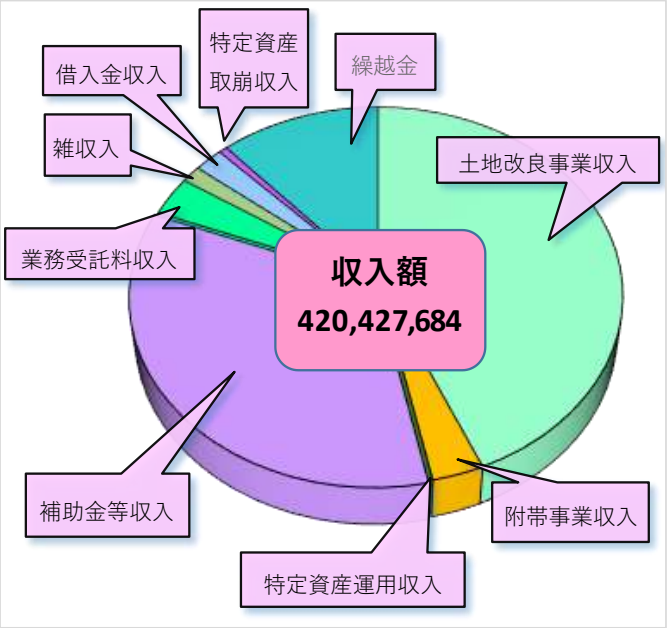

（単位：円）

科　　目	決算額
土地改良事業収入	183,095,075
附帯事業収入	13,235,965
特定資産運用収入	57,199
補助金等収入	144,025,173
業務受託料収入	14,099,992
雑収入	6,049,858
借入金収入	8,820,000
特定資産取崩収入	2,506,864
繰越金	48,537,558
合計	420,427,684

支　　出

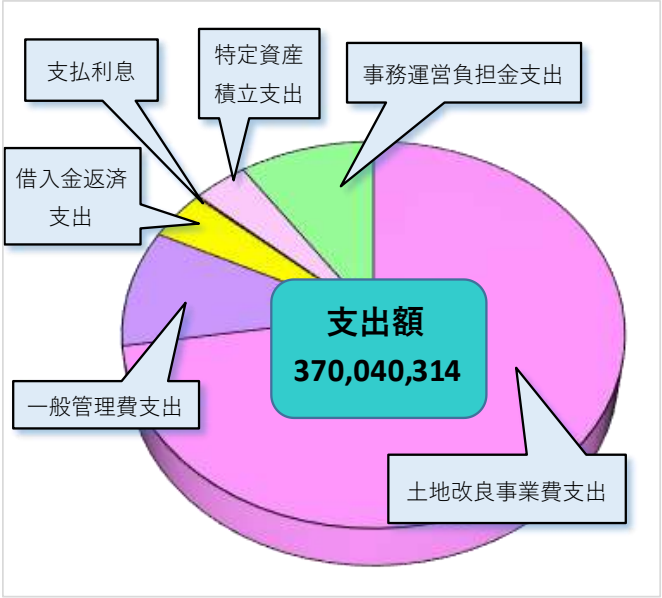

（単位：円）

科　　目	決算額
土地改良事業費支出	268,333,612
一般管理費支出	36,260,099
借入金返済支出	15,290,185
支払利息	540,871
特定資産積立支出	14,353,709
事務運営負担金支出	35,261,838
合計	370,040,314

令和６年度　貸借対照表　総括表

令和７年３月３１日現在

（単位：円）

科目	当年度	共通費	小野藤地区委員会	美田南部地区委員会	清水川地区委員会	前年度	増減
Ⅰ　資産の部							
1　流動資産							
現金及び預金	74,660,378	11,970,541	24,372,129	32,239,717	6,077,991	166,637,315	△ 91,976,937
未収賦課金	2,037,740	0	1,232,948	648,134	156,658	2,031,595	6,145
その他未収金	48,505,036	6,972,113	29,955,734	7,495,120	4,082,069	45,782,455	2,722,581
流動資産合計	125,203,154	18,942,654	55,560,811	40,382,971	10,316,718	214,451,365	△ 89,248,211
2　固定資産							
（1）特定資産							
所有土地改良施設	1,977,863,487	0	544,822,296	1,362,127,001	70,914,190	2,101,924,094	△ 124,060,607
土地改良施設用地等	105,656	0	1,130	5,084	99,442	105,656	0
水利権	1	0	0	1	0	1	0
財政調整積立資産	25,761,890	25,761,890	0	0	0	25,751,834	10,056
職員退職給付引当積立資産	28,252,261	28,252,261	0	0	0	26,290,866	1,961,395
維持管理積立資産	241,149,211	0	183,274,943	25,196,967	32,677,301	241,842,903	△ 693,692
他目的使用料積立資産	35,183,445	0	14,596,127	12,182,611	8,404,707	31,616,739	3,566,706
繰越調整積立資産	8,000,000	0	0	8,000,000	0	△ 952,380	8,952,380
特定資産合計	2,316,315,951	54,014,151	742,694,496	1,407,511,664	112,095,640	2,426,579,713	△ 110,263,762
（2）その他固定資産							
土地	300,000	300,000	0	0	0	300,000	0
建物	15,258,209	15,258,209	0	0	0	16,654,519	△ 1,396,310
車両運搬器具	3	3	0	0	0	3	0
器具備品	4	4	0	0	0	4	0
長期未収賦課金等	4,131,284	0	2,896,475	1,234,809	0	3,875,276	256,008
その他長期未収金	396,100	0	299,100	85,000	12,000	346,000	50,100
出資金	444,000	438,000	6,000	0	0	444,000	0
その他固定資産合計	20,529,600	15,996,216	3,201,575	1,319,809	12,000	21,619,802	△ 1,090,202
固定資産合計	2,336,845,551	70,010,367	745,896,071	1,408,831,473	112,107,640	2,448,199,515	△ 111,353,964
資　産　合　計	2,462,048,705	88,953,021	801,456,882	1,449,214,444	122,424,358	2,662,650,880	△ 200,602,175
Ⅱ　負債の部							
1　流動負債							
未払金	71,834,046	230,778	41,275,028	29,701,240	627,000	162,818,854	△ 90,984,808
前受金	3,880	0	3,880	0	0	8,472	△ 4,592
預り金	804,118	731,545	14,326	13,102	45,145	924,086	△ 119,968
短期借入金	16,823,416	0	1,891,501	6,121,002	8,810,913	15,290,185	1,533,231
適正化事業拠出金短期未払金	0	0	0	0	0	805,200	△ 805,200
未払消費税等	0	0	0	0	0	432,800	△ 432,800
その他の流動負債	40,000	0	40,000	0	0	0	40,000
流動負債合計	89,505,460	962,323	43,224,735	35,835,344	9,483,058	180,279,597	△ 90,774,137
2　固定負債							
公庫資金等長期借入金	11,250,000	0	11,250,000	0	0	9,930,000	1,320,000
小山農協長期借入金	29,015,500	0	2,796,000	9,492,000	16,727,500	38,338,916	△ 9,323,416
職員退職給付金引当金	20,506,893	20,506,893	0	0	0	19,335,280	1,171,613
役員退任慰労引当金	812,500	812,500	0	0	0	620,000	192,500
固定負債合計	61,584,893	21,319,393	14,046,000	9,492,000	16,727,500	68,224,196	△ 6,639,303
負　債　合　計	151,090,353	22,281,716	57,270,735	45,327,344	26,210,558	248,503,793	△ 97,413,440
Ⅲ　正味財産の部							
指定正味財産							
受取補助金等	447,286,691	0	393,454,027	34,946,643	18,886,021	415,382,112	31,904,579
所有土地改良施設受贈益	1,197,708,929	0	50,107,256	1,098,799,511	48,802,162	1,311,490,067	△ 113,781,138
指定正味財産合計	1,644,995,620	0	443,561,283	1,133,746,154	67,688,183	1,726,872,179	△ 81,876,559
（うち、基本財産への充当額）	0	0	0	0	0	0	0
（うち、特定資産への充当額）	1,644,995,620	0	443,561,283	1,133,746,154	67,688,183	1,726,872,178	△ 81,876,558
一般正味財産	665,962,732	66,671,305	300,624,864	270,140,946	28,525,617	687,274,908	△ 21,312,176
（うち、基本財産への充当額）	0	0	0	0	0	0	0
（うち、特定資産への充当額）	671,320,331	54,014,151	299,133,213	273,765,510	44,407,457	699,707,535	△ 28,387,204
正味財産合計	2,310,958,352	66,671,305	744,186,147	1,403,887,100	96,213,800	2,414,147,087	△ 103,188,735
負債及び正味財産合計	2,462,048,705	88,953,021	801,456,882	1,449,214,444	122,424,358	2,662,650,880	△ 200,602,175

思川西部農村環境保全会ネット

＊環境負荷低減のクロスコンプライアンス策定＊

令和７年度から、全ての活動組織等が多面的機能支払交付金の活動を実施する際、環境への負荷が生じることのないよう意識して活動を実施することが必要となります。

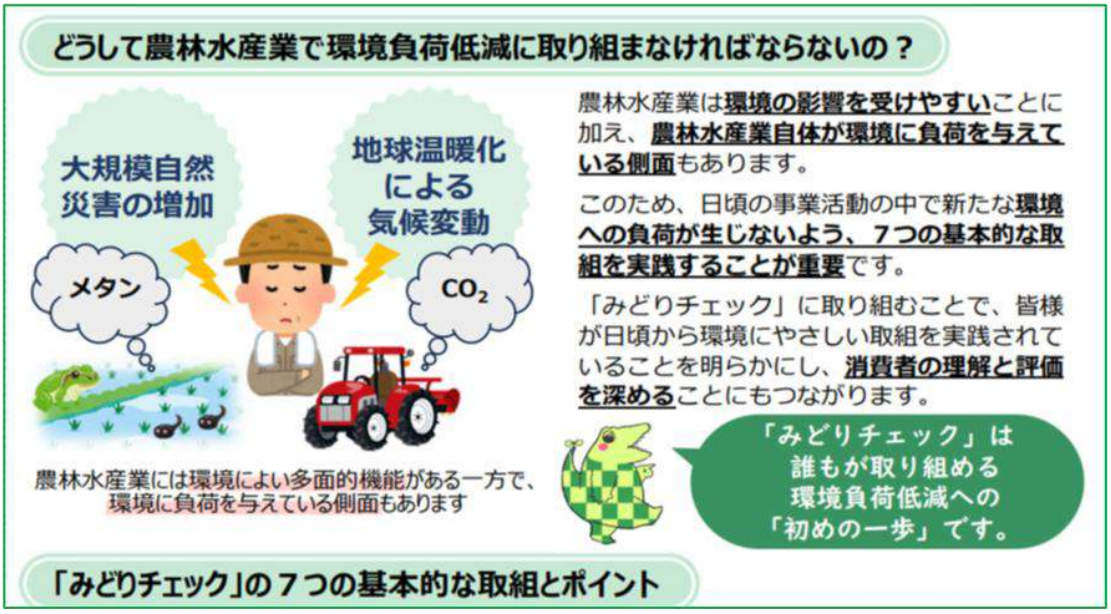

＊ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）とは＊

農林水産省の全ての補助事業等において、チェックシート方式により、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化するものです。

これにより、事業を実施する際に新たな環境負荷が生じないようにし、各補助事業等の目的と環境負荷低減を両立することを目的としています。

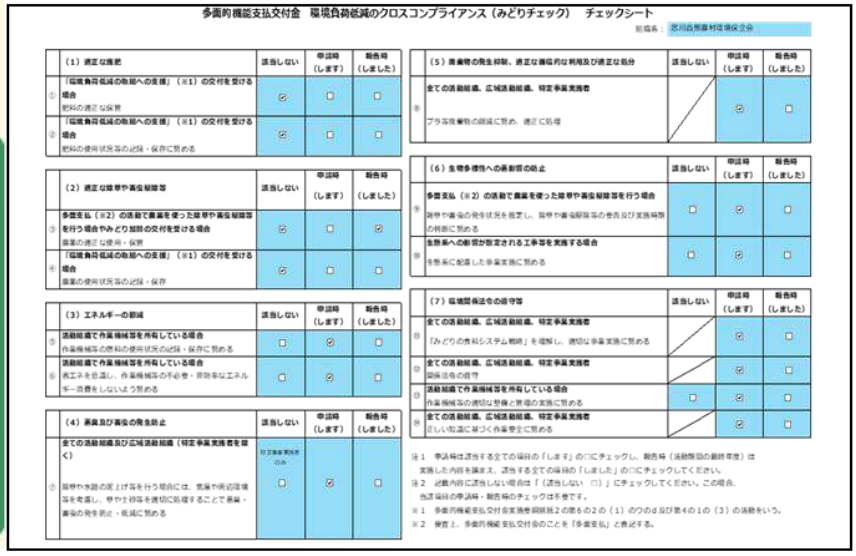

多面的機能支払交付金　環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）　チェックシート

組織名：思川西部農村環境保全会

	（1）適正な施肥	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
①	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	☑	□	□
②	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☑	□	□

	（2）適正な除草や病害虫防除等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
③	多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や病害虫防除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	☑	□	☑
④	「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	☑	□	□

	（3）エネルギーの節減	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑤	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	□	☑	□
⑥	活動組織で作業機械等を所有している場合 再エネを活用し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	□	☑	□

	（4）悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
	全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く）			
⑦	除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気象や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ □	☑	□

	（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者			
⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	／	☑	□

	（6）生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑨	多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や病害虫防除等を行う場合 除草や害虫の発生状況を確認し、除草や害虫防除等の使用及び実施時期の判断に努める	□	☑	□
⑩	生態系への新たに設置される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	□	☑	□

	（7）環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者			
⑪	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	／	☑	□
	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者			
⑫	関係法令の遵守	／	☑	□
	活動組織で作業機械等を所有している場合			
⑬	作業機械等の適切な整備と燃料の実施に努める	□	☑	□
	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者			
⑭	正しい知識に基づく作業安全に努める	／	☑	□

注１　申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動開始の翌年度）は実施した内容を確認し、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。
注２　活動内容に該当しない場合は「（該当しない　□）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
※１　多面的機能支払交付金実施要綱別紙２の第６の２の（１）のウのｄ及び第４の１の（３）の活動をいう。
※２　農言上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）については農林水産省ウェブサイト等を参照してください
（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html）

土地改良区からのお知らせ

こんなときには届け出が必要です！

届　出　事　項	提　出　書　類
◆　組合員資格の変更や農地の異動をした場合 ① 農地の全部または一部を売買・貸借・交換・贈与したとき ② 組合員が亡くなられたとき ③ 農業者年金（経営移譲年金）を受けるとき ④ 住所を変更したとき	『組合員資格の 得喪について』
◆　農地を転用する場合 ① 農地を転用するとき（田畑を宅地・道路等にするとき） ② 公共事業等（県・市道路施設等）で農地が買収されたとき	『農地転用等の通知書』 『地区除外申請書』
◆　排水を放流したり、土地改良施設を使用する場合 ① 雑排水、浄化槽処理水、雨水等を水路へ放流するとき ② 農道・水路等へ橋（ふた板）を架けるとき ③ 水路等の使用者に変更が生じたとき	『施設使用承認申請書』 『施設使用契約書』 『水路使用等変更届』

注意事項！

各届出用紙は当土地改良区事務所窓口にお越しいただくか、当土地改良区ホームページからダウンロードできます。
検索は【思川西部土地改良区】で！

① 農地の転用や異動の手続きは、法務局・市町村・農業委員会等の公共機関で行っても土地改良区に届出がされない限り、土地台帳の面積・組合員の変更はされません。したがって、賦課金は変更前のまま賦課されてしまいますので、必ず届出下さい。

② 農地に滞納金がある場合、土地改良法第42条により買受人に滞納金は継承されます。農地の売買（競売・公売も同様）をされる方は、事前に事務局へお問い合わせ下さい。

お知らせ

令和8年 1期から電気料金、工事関連単価（資材費等）の高騰により、**維持管理賦課金の田にかかる賦課基準額が5,400円から6,400円へ変更**になります。
引き続き経費削減に努めてまいりますので、組合員の皆様におかれましても、今後の継続的な改良区運営のためご理解、ご協力をお願いいたします。

◆組合員様からよくある質問◆

賦課金とは何ですか？

○ 土地改良区が管理する施設の設備や維持管理、組織運営に必要な費用等を組合員の皆様にご負担していただくものです。【土地改良法】という国の法律に基づき徴収する〖土地改良事業運営のための費用〗となります。

賦課金額については、毎年3月に行われます総代会にて決定されています。また、水の使用の有無に関わらず農地の面積に応じた金額を徴収しています。

賦課金を支払わないとどうなるの？

○ 土地改良区の円滑な運営が困難となり、施設の整備や修繕の維持管理を行うことができなくなってしまいます。

賦課金の未納の場合、督促状の発行、催告書の発行を行い、さらに未納が続く場合には受益農家の公平・公正を図るため、土地改良法及び関係法令に基づき栃木県知事の認可を受け、**財産を差し押さえるなどの滞納処分**を行うことになります。

現在未納がある方は、納入下さいますようお願い申し上げます。

※ご相談等されたい場合には、土地改良事務局までお願いします。

農地転用するときの決済金って何ですか？

○ 土地改良区は地区内農地への賦課金で運営を行っています。しかし、農地転用等で地区除外した場合、残った農地の受益者で管理運営費を負担しなければなりません。そこで将来過重負担にならないよう公平を図るため、土地改良法により決済金を納めていただくことになっています。

決済金がについては、毎年3月に行われる総代会にて決定されています。

節水・節電のお願い

近年続く燃料価格の高騰により、電気料金の上昇が続いています。このことに加えて、国県市からの電気料金に対する補助金等も減少傾向にあり、今後の改良区運営を更に圧迫することが予想されます。

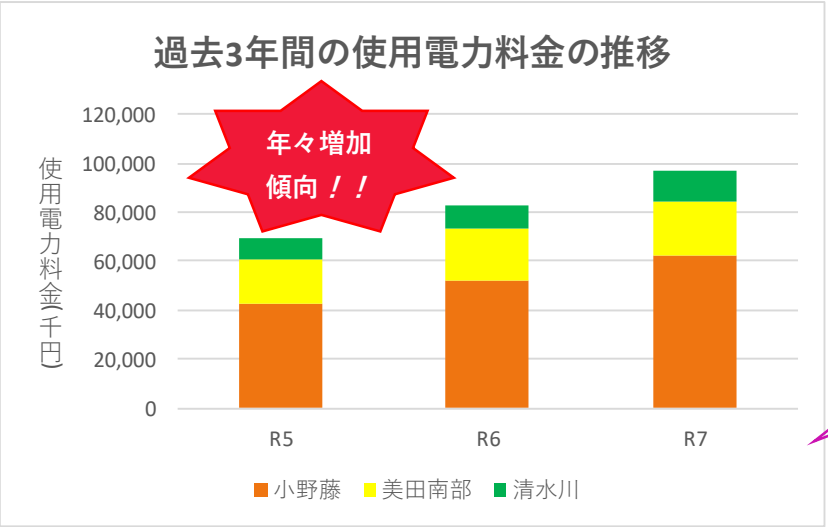

当土地改良区でも対策を講じて参りますので、組合員の皆様におかれましても、**各地区委員会毎の用水休止や降雨時のきめ細やかな水管理の徹底**にご協力をお願いします。